

松阪市自治会連合会会則

(名称)

第1条 この会を、松阪市自治会連合会（以下「本会」とする）と称する。

(会員及び組織)

第2条 本会は、自治会会員をもって組織する。

- 2 本会の運営上、市域を13に分けブロックを編成する。
- 3 事務局本部を松阪市日野町788番地内に置く。
- 4 地域振興局単位に事務局支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、各自治会相互の連絡を緊密にし、その健全な運営と発展に努めると共に市民福祉の増進をはかるため市行政に協力し、地方自治の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各自治会相互の連絡調整と振興に関する事業。
- (2) 地域住民の意見要望等を把握し、その事項を協議し市行政への反映を図るため市当局に具申し、その実現に努める事業。
- (3) 市民の福祉を推進するに必要な事業。
- (4) 各自治会と市との間における連絡調整に関する事業。
- (5) 前各号の業務を行うため、必要な研究調査を行う事業。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(理事)

第5条 本会に理事を置く。

- 2 理事は、各ブロックにおいて自治会長の中から選出し、会長はこれを総会に報告する。
- 3 各ブロックの理事の数は、別表1のとおりとする。

(常任理事)

第6条

本会に常任理事を置く。

- 2 常任理事は、理事の中から各ブロックよりそれぞれ1名を選出し、会長はこれを総会に報告する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 4名、書記 2名、会計 2名

- 2 役員は、常任理事の中から互選により選出し、会長は、これを総会に報告する。

(監事)

第8条 本会に監事を置く。

監事 2名

2 監事は、理事以外の会員の中から会長が任命し、これを総会に報告する。

(任期)

第9条 役員、常任理事、理事及び監事の任期は総会から総会までの1年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 理事の補欠任期は前任者の残任期間とする。役員、常任理事が欠けたときには、第6条から第8条までの規定を準用し補う。ただしこの場合、報告は理事会に行うことで総会に報告したものとみなすことができる。

3 役員、常任理事、理事及び監事は後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(職務)

第10条 役員、常任理事、理事及び監事の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会務を記録し、会の内外への広報などを担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 監事は、会計を監査し、総会にて報告する。
- (6) 常任理事及び理事は、会務の運営に参画協力する。

(顧問及び参与)

第11条 この会に顧問と参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずるほか、必要があるときは、総会、常任理事会、理事会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問及び参与は、常任理事会の承諾を得て会長が委嘱し、任期は総会から総会までの1年とする。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会・理事会・常任理事会及び役員会とし、会長が招集する。

2 総会は、本会の最高議決機関であり、自治会長をもって構成する。

3 定期総会は、年1回(年度初)開催し、事業報告、決算、事業、予算、その他重要な事項を審議決定する。ただし、年度途中の変更については役員会で決し、理事会に報告する。

4 理事会において必要と認めるとき又は、構成員の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。

5 総会の議長は、出席者より、その都度選出する。

6 理事会は理事をもって構成し、必要に応じて開催し、会長が議長を指名する。

7 常任理事会は常任理事をもって構成し、必要に応じて開催し、会長が議長を指名する。

8 役員会は役員をもって構成し、必要に応じて開催し、会長が議長を指名する。

(議決)

第13条 各種会議は、構成員の2分の1以上の出席（委任状を含む）で成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。ただし、可否同数の場合は議長の裁決によるものとする。

(議事録の作成と承認)

第14条 総会の議事録を作成する。作成された議事録は議長が総会冒頭指名した議事録署名者2名と議長の連名をもって署名押印し承認とする。

(会計)

第15条 本会の運営に必要とされる経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 事務局は、会長の命を受け本会の会務を処理する。

(会則の改正)

第18条 この会則の改正については、第13条の議決要件にかかわらず、総会出席者の3分の2以上の賛成による議決を必要とする。

(内規)

第19条 本会の運営を円滑に行うため別途内規を定める。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は常任理事会にはかり会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成17年4月1日より適用する。
- 2 この会則は、平成18年6月26日より適用する。
- 3 この会則は、平成19年5月17日より適用する。
- 4 この会則は、平成25年5月23日より適用する。
- 5 この会則は、平成27年5月22日より適用する。